

高松市監査委員告示第11号

財政援助団体等監査結果に基づき、措置を講じた旨の通知があったので、
地方自治法第199条第12項の規定により、別紙のとおり公表します。

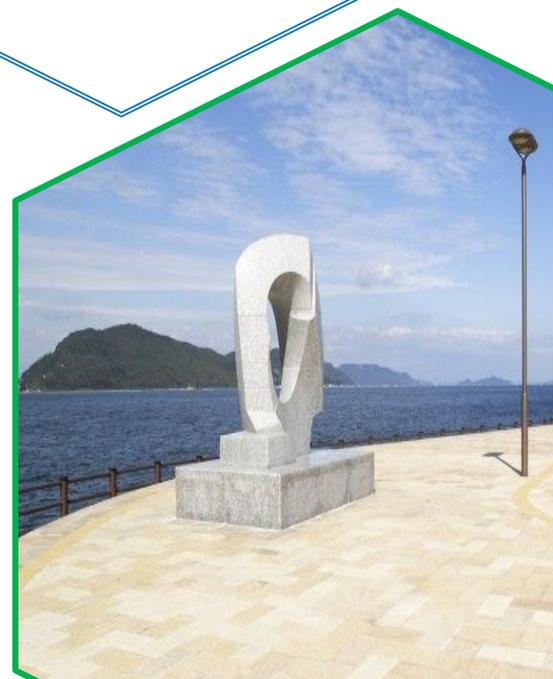
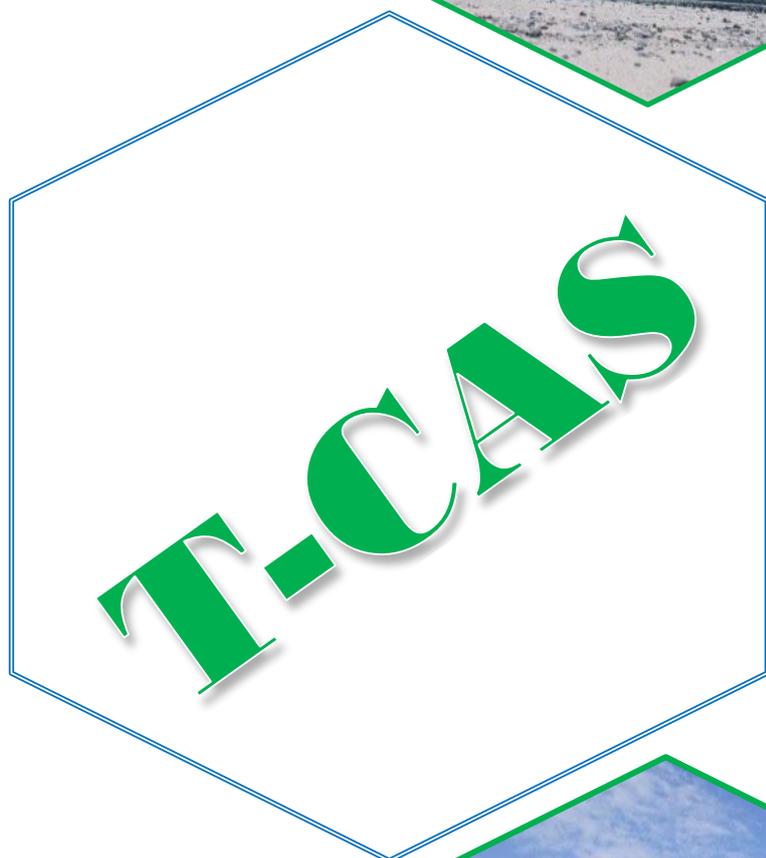
令和2年3月31日

高松市監査委員	木	田	一	彦
同	鍋	嶋	明	人
同	大	山	高	子
同	坂	下	且	人

監査結果に基づく 措置通知

(財政援助団体等監査)

(令和2年3月31日)



Takamatsu City Audit Commission Secretariat

高松市監査委員事務局

活力にあふれ 創造性豊かな 瀬戸の都・高松

☎ 087-839-2652

✉ kansa@city.takamatsu.lg.jp

財政援助団体等監査結果に基づく措置通知一覧

R2.3.31

措置通知 No.	監査実施年度	告示日	告示番号 ※	区分 ※	項目	公表文該当ページ	所管課又は監査対象団体等	措置通知日
1	H30	H30.10.31	第29号	指摘	文書管理等に関する諸規程の整備について	P7	株式会社五輪	R2.3.2
2				指摘	指定管理業務の再委託について	P8		
3				指摘	市の指定管理者であることの明記について	P9		
4	H30	H31.2.28	第2号	指摘	出納に係る決裁について	P5	高松市中央卸売市場 清掃協力会	R2.2.20
5				指摘	適正な収支決算書の作成について	P7		
6				意見	高松市鮮魚商業協同組合に対する補助金について	P8		
7				意見	青果棟ごみ集積所における廃棄物の分別について	P9		

※ 告示番号 …… 高松市監査委員告示の番号

※ 指摘 …… 条例や規則等に違反しているか、著しく適切さを欠くと判断したもの。

※ 意見 …… 組織及び運営の合理化の観点から改善が望まれるとしたもの。

財政援助団体等監査結果に基づく措置通知

措置通知No.

No.1

指摘又は意見

監査実施年度／ 監査対象	平成30年度／株式会社五輪		
告示番号	高松市監査委員告示第29号	告示日	平成30年10月31日
区分	指 摘		
指摘の項目	文書管理等に関する諸規程の整備について		
指摘の内容	指定管理者は、施設の適正な管理運営を図るため、各種規程を整備するなど、業務をルール化されたい。		
公表文該当 ページ	P7		
公表文への リンク	https://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kurashi/shinotorikumi/johokokai/kansa/kekka/zaisei.files/z301031.pdf		

指摘又は意見に対する措置

措置通知日	令和2年3月2日
所管課	市民政策局 市民やすらぎ課
措置を行った 団体等	株式会社五輪
措置結果	本件指摘事項については、令和2年2月25日付けでやすらぎ苑文書管理規程を定め、文書規程で定める期間、適正に管理及び保存することとした。

財政援助団体等監査結果に基づく措置通知

措置通知No.

No.2

指摘又は意見

監査実施年度／ 監査対象	平成30年度／株式会社五輪		
告示番号	高松市監査委員告示第29号	告示日	平成30年10月31日
区分	指 摘		
指摘の項目	指定管理業務の再委託について		
指摘の内容	指定管理業務の再委託については、事前に所管課の承諾を得た上で実施されたい。		
公表文該当 ページ	P8		
公表文への リンク	https://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kurashi/shinotorikumi/johokokai/kansa/kekka/zaisei.files/z301031.pdf		

指摘又は意見に対する措置

措置通知日	令和2年3月2日
所管課	市民政策局 市民やすらぎ課
措置を行った 団体等	株式会社五輪
措置結果	本件指摘事項については、平成31年4月1日から、再委託承諾書を作成し、所管課の承諾を得ることとした。

財政援助団体等監査結果に基づく措置通知

措置通知No.

No.3

指摘又は意見

監査実施年度／ 監査対象	平成30年度／株式会社五輪		
告示番号	高松市監査委員告示第29号	告示日	平成30年10月31日
区分	指 摘		
指摘の項目	市の指定管理者であることの明記について		
指摘の内容	指定管理者により管理・運営されている市の施設であることを利用者に示すため、募集要項に基づき、適正に表示されたい。		
公表文該当 ページ	P9		
公表文への リンク	https://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kurashi/shinotorikumi/johokokai/kansa/kekka/zaisei.files/z301031.pdf		

指摘又は意見に対する措置

措置通知日	令和2年3月2日
所管課	市民政策局 市民やすらぎ課
措置を行った 団体等	株式会社五輪
措置結果	本件指摘事項については、平成31年4月1日から、指定管理者の名称と連絡先、市の担当課名と連絡先を、それぞれ施設内及びパンフレットに表示することとした。

財政援助団体等監査結果に基づく措置通知

措置通知No.

No.4

指摘又は意見

監査実施年度／ 監査対象	平成30年度／高松市中央卸売市場清掃協力会		
告示番号	高松市監査委員告示第2号	告示日	平成31年2月28日
区分	指 摘		
指摘の項目	出納に係る決裁について		
指摘の内容	出納に係る決裁について、高松市中央卸売市場清掃協力会会長の決裁を受けられたい。又は、処務規程を定めることを検討されたい。		
公表文該当 ページ	P5		
公表文への リンク	https://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kurashi/shinotorikumi/johokokai/kansa/kekka/zaisei.files/z310228.pdf		

指摘又は意見に対する措置

措置通知日	令和2年2月20日
所管課	創造都市推進局 市場業務課
措置を行った 団体等	高松市中央卸売市場清掃協力会
措置結果	本件指摘事項については、令和元年6月から、決裁ルートに、高松市中央卸売市場清掃協力会会長を設定し、決裁者とするように改めた。

財政援助団体等監査結果に基づく措置通知

措置通知No.

No.5

指摘又は意見

監査実施年度／ 監査対象	平成30年度／高松市中央卸売市場清掃協力会		
告示番号	高松市監査委員告示第2号	告示日	平成31年2月28日
区分	指 摘		
指摘の項目	適正な収支決算書の作成について		
指摘の内容	収支決算書の作成については、項目等を確認するなど、チェック体制を強化し、適正に作成されたい。		
公表文該当 ページ	P7		
公表文への リンク	https://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kurashi/shinotorikumi/johokokai/kansa/kekka/zaisei.files/z310228.pdf		

指摘又は意見に対する措置

措置通知日	令和2年2月20日
所管課	創造都市推進局 市場業務課
措置を行った 団体等	高松市中央卸売市場清掃協力会
措置結果	<p>本件指摘事項については、平成30年度収支決算書分から、高松市中央卸売市場清掃協力会総会に議題として提出する「収支決算書」を、高松市の補助事業等実績報告書に添付する資料とすることに改めた。</p> <p>また、収支決算書の調製に当たり、担当者のほか、決裁ルート承認者及び決裁者で関係書類の項目等を確認・照合・突合し、適正な収支決算処理を行うこととした。</p>

財政援助団体等監査結果に基づく措置通知

措置通知No.

No.6

指摘又は意見

監査実施年度／ 監査対象	平成30年度／高松市中央卸売市場清掃協力会		
告示番号	高松市監査委員告示第2号	告示日	平成31年2月28日
区分	意見		
意見の項目	高松市鮮魚商業協同組合に対する補助金について		
意見の内容	魚腸骨処理事業の補助内容については、組合員と協議し、整合性のとれた補助目的と事業内容になるよう検討されたい。		
公表文該当 ページ	P8		
公表文への リンク	https://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kurashi/shinotorikumi/johokokai/kansa/kekka/zaisei.files/z310228.pdf		

指摘又は意見に対する措置

措置通知日	令和2年2月20日
所管課	創造都市推進局 市場業務課
措置を行った 団体等	高松市中央卸売市場清掃協力会
措置結果	<p>本件意見については、令和元年8月20日、高松市中央卸売市場水産物部清掃協力会臨時総会において、高松鮮魚商業協同組合ほかと協議を行い、受益者負担の原則、また、事業者の責務から、ごみは自らの責任において適正に処理することとし、令和元年度以降の魚腸骨処理事業は中止した。</p> <p>なお、平成31年4月から令和元年7月の4か月分については、水産物部で独自に補助することになり、8月分以降については水産物部としても補助しないこととした。</p>

財政援助団体等監査結果に基づく措置通知

措置通知No.

No.7

指摘又は意見

監査実施年度／ 監査対象	平成30年度／高松市中央卸売市場清掃協力会		
告示番号	高松市監査委員告示第2号	告示日	平成31年2月28日
区分	意見		
意見の項目	青果棟ごみ集積所における廃棄物の分別について		
意見の内容	<p>廃棄物の分別を徹底することにより、廃棄物処理費用が削減できるほか、段ボール売払収入として高松市中央卸売市場清掃協力会の収入源となることから、同協力会会員に対する指導・啓発に努められたい。</p>		
公表文該当 ページ	P9		
公表文への リンク	https://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kurashi/shinotorikumi/ijohokokai/kansa/kekka/zaisei.files/z310228.pdf		

指摘又は意見に対する措置

措置通知日	令和2年2月20日
所管課	創造都市推進局 市場業務課
措置を行った 団体等	高松市中央卸売市場清掃協力会
措置結果	<p>本件意見については、令和元年6月6日付けで、ごみ減量への取り組みにおいて、卸売業者、仲卸業者、売買参加者及び買出人宛に、「ごみ集積所へのごみ出しについて（依頼）」、「段ボール売払いについて（依頼）」及び「ごみ出しについて」等の通知を行い、高松市中央卸売市場清掃協力会会員に対して、ごみの分別指導、意識啓発に努めることとした。</p>